刑　事　訴　訟　法　　（50点）

Xは、平成24年から令和２年までの間に窃盗罪により３度、いずれも６月の懲役以上の刑の執行を受けた者であるが、更に常習として、令和３年４月５日に甲市内のA宅において金品を窃取したとの常習累犯窃盗（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第３条）の被疑事実（以下「A事件」という）で、同年５月１日、甲警察署の警察官により通常逮捕された。同月２日、検察官は、A事件を被疑事実としてXの勾留を請求し、同日、Xは同事実で勾留された。その後、Xは、A事件及び勾留中に判明した他の同種の窃盗事件５件（以下「A事件等」という）について、常習累犯窃盗の公訴事実により同月21日付で起訴され、引き続き勾留された後、同年６月18日に保釈された。

以上を前提に、次の問１、問２（１）及び（２）に答えなさい。なお、各問いは、それぞれ独立の問題である。

問１

Xが同年６月20日に常習として甲市内のB宅において金品を窃取した事実（以下「B事件」という）が明らかとなった場合、B事件を被疑事実としてXを逮捕・勾留することは許されるか。

問２

甲警察署では、同年４月25日に乙市内のC宅において発生した窃盗事件（以下「C事件」という）について、事件発生直後から捜査を行っていたが、犯人を特定する手がかりは得られないままとなっていたところ、Xの上記保釈後に、C事件にはYが関与していることが判明し、更にYの供述から、同事件はXがYとともに常習として犯したものであることが明らかとなった。この場合において、

（１）C事件を被疑事実としてXを逮捕・勾留することは許されるか。

（２）XがYを威迫するおそれがあることを理由にXの保釈を取り消すことは許されるか。なお、Yは、Xが起訴されたA事件等には関与していないものとする。